

第 3 回

札幌市アイヌ施策推進計画検討委員会

議 事 録

日 時 : 平成 2 1 年 1 1 月 1 9 日 (木) 午前 1 0 時開会
場 所 : 札幌市役所本庁舎 18階 第四常任委員会会議室

1. 開 会

事務局（高森市民生活部長） おはようございます。

まだ、佐々木委員が見えられていませんけれども、定刻でございますので、委員会を始めさせていただきたいと思います。

2. 委員長あいさつ

事務局（高森市民生活部長） 最初に、常本委員長から一言ごあいさつをお願いします。

常本委員長 皆さん、おはようございます。

随分寒くなってしまいましたけれども、おいでいただいて、ありがとうございます。

前回、第2回の検討委員会から予定していたよりも若干時間がたってしまいましたけれども、8月5日に行われたヒアリングの際には、札幌市内にお住まいのアイヌ民族の方々から大変率直な札幌市に対する期待、あるいはご意見をいただきました。そしてまた、委員の皆様との間で大変有意義な意見の交換がなされたかと思えます。そのときの記録は、既に会議録という形でお手元に届けられているかと思えますので、ぜひお時間があるときにまた確認をいただければと思います。

本日は、そのときの結果、それから、もちろん第1回委員会でのご議論を踏まえまして、事務局の方で検討する計画の概要、体系、あるいは検討すべき課題の整理が行われました。それに若干時間がかかったということがございますけれども、その結果が、本日、資料として当委員会に提出されておりますので、本日はそれにつきまして率直な意見の交換をしたいと考えております。

3. 議 事

常本委員長 それでは、早速、お手元の資料につきまして、事務局の方からご説明をお願いします。

事務局（加藤アイヌ施策課長） アイヌ施策課長の加藤です。よろしく申し上げます。

それでは、私の方からご説明いたしますけれども、まず、資料の確認をしたいと思えます。

今回、資料は1番目から5番目ということで、アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会報告書と現行施策の比較、資料2が札幌市アイヌ施策推進計画の体系、資料3が計画の骨子、資料4が札幌市アイヌ施策の推進計画の目的及び施策目標について、資料5がアイヌ施策推進計画の体系・概要と委員会意見集約、国、道、財団、市の施策ということで5枚ございますが、確認をお願いしたいと思います。

それと、事前にお配りしました資料と今回配った資料で文言が一部違ってまいりますので、今回は一式全部を改めてお配りしております。資料の確認をしていただき、なければ手を上げていただきたいと思いますけれども、資料はございますでしょうか。

それでは、私の方から説明します。

まず、お手元の資料1、アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会報告書と現行施策の比較をごらんください。

この資料は、本年7月に提出されましたアイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会報告書に記載された具体的政策を一覧に取りまとめ、さらに現行、行われております国、北海道、財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構及び札幌市の施策を一覧にあらわしたものでございます。

左側の区分の欄でございますけれども、これはアイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会報告書と同じ区分となっております。国、北海道、財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構、札幌市の施策をその区分で分類しております。この表を見ますと、国、北海道、財団、札幌市の現行施策に対して報告書で具体的政策は現行策の拡充と新規に講ずるべき施策があるということがわかります。

続きまして、資料2でございますけれども、これは、札幌市のアイヌ施策推進計画の施策の体系をあらわした資料でございます。この計画の柱でございます。

まず、計画の目的でございますけれども、札幌市では平成19年度から22年度を計画期間として、第2次札幌新まちづくり計画を策定して、現在、いろいろな施策を実施しておりますけれども、この中でアイヌ推進計画を策定することになっており、その目的はアイヌ民族の誇りが尊重されるまちづくりの実現を目指すということにしております。したがって、ここでの計画の目的もそれにあわすような形でアイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現というふうにいたしております。

施策目標でございますけれども、市民理解の促進、伝統文化の保存・継承・振興、並びに生活関連施策の推進の三つを施策目標として考えております。

推進施策といたしましては、市民理解の促進では伝統文化の啓発活動の推進と教育等による市民理解の促進の二つの推進施策を掲げております。また、伝統文化の保存・継承・振興では、アイヌ民族の歴史を尊重する施策の推進、伝統文化活動の推進の二つの推進策を掲げております。生活関連施策の推進では、産業振興等の推進、生活環境等の整備の二つの推進施策を掲げております。

なお、この施策の体系につきましては、資料4の札幌市アイヌ施策推進計画の目的及び施策目標について改めてご説明いたします。

続きまして、資料3、計画の骨子（素案）でございますけれども、この資料は本委員会の検討報告書のためのたたき台となる資料でございます。

内容といたしましては、第1章を歴史認識としております。ここでは、アイヌ民族の先住民族としての歴史、場所請負制、近代化と同化政策による打撃などについて述べることであります。

第2章は、現状認識として、現在まで、国、北海道などが行ってきた生活関連施策について述べ、平成20年度に北海道大学アイヌ・先住民研究センターが調査いたしましたアイヌ民族の生活実態調査の調査結果から現在のアイヌ民族の置かれている状況を述べるこ

ととしております。また、国、北海道、各市町村が行っているアイヌ文化の振興施策について述べ、さらに最近の傾向として先住民族の権利に関する国連宣言、さらにアイヌ民族を先住民族とすることを求める国会決議を受けて設置されましたアイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会の報告書について触れる予定でございます。

第3章は、これら歴史認識、現状認識に立って、今後どのように札幌市としてアイヌ施策を展開していくべきかについて述べ、この部分が検討委員会としての検討結果のメインとなると思います。

第4章の計画期間につきましては、空白となっております。これは、第5章の計画の推進見直しにもかかわることでございますけれども、計画の推進に当たりましては、アイヌ民族と札幌市が協議検討する機関を設置するという事を考えております。設置する機関の構成等については、今後、皆さんと検討してまいりますけれども、推進計画の見直しが必要になった場合もこの検討機関において検討することになりますので、あえて経過期間を設けるかどうか、今必要かどうかということもありますので、空白にしております。

続きまして、資料4の札幌市アイヌ施策推進計画の目的及び施策目標についてでございます。

この資料は、検討委員会の報告書の核となる部分であります計画の目的と施策目標について詳細にあらわしたものでございます。これは、当然、検討委員会としてのたたき台の資料でございます。

まず、目的につきましては、先ほど説明いたしましたとおり読み上げますけれども、「アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現」としております。

内容につきましては、「アイヌ民族は、古くから日本列島北部周辺とりわけ北海道に先住し、独自の言語や文化を育んできたが、近世の場所請負制や明治以降の土地政策・同化政策等により、生活の基盤と伝統文化に大きな打撃を受けるとともに、様々な局面で差別を受けて来た。昭和36年度からは、北海道を中心として、アイヌ民族の福祉向上政策が実施されてきたが、今日においても、アイヌ民族以外の住民との間に、生活の格差が存在している。

一方、平成9年に、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律が制定され、札幌市は、アイヌ伝統文化の啓発活動や伝統文化活動の推進事業等を実施しているが、平成19年に『先住民族の権利に関する国際連合宣言』が決議され、平成20年には『アイヌ民族を先住民とすることを求める決議』が衆参両議院で採択され、国においても、新たなアイヌ施策が検討されている。

このような歴史的経過及び現在の状況から、アイヌ民族の歴史やアイヌ民族のアイデンティティーの源である言語・伝統文化に対する市民理解を深め、その伝統文化を保存・継承・振興するとともに、アイヌ民族の生活の安定・向上を図ることにより、アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現を」する必要があるとしております。

続きまして、施策目標の1番目に掲げる市民理解の促進では、「アイヌ民族の誇りを尊

重し、アイヌ民族に関する施策を展開して行くためには、市民が、先住民族であるアイヌ民族の歴史・文化を理解することが必要であり、特に、未来を担う児童・生徒に対する教育が重要である。

札幌市では、市民理解を促進するため、啓発の標語を表示したラッピングバスの運行等による啓発活動や、インカルシペ・アイヌ民族文化祭、アイヌ文化体験講座等のアイヌ伝統文化活動推進事業を実施している。また、(財)アイヌ文化振興・研究推進機構が作成した副読本を小中学校の生徒に配布するとともに、教職員向けに、アイヌ民族の歴史・文化等に関する指導資料を作成して各学校に配布し、学校教育による理解促進に取り組んでいる。さらに、札幌市アイヌ文化交流センターでは、小中高生団体体験プログラムを実施し、学校の授業の一環として児童・生徒を受け入れている。しかしながら、依然として、アイヌ民族に対する差別や理解不足が指摘されており、アイヌ民族の歴史・文化に対する市民の理解を深めるため、啓発活動や児童・生徒等の教育に係る施策をさらに推進する」としております。

なお、この施策を達成するため、伝統文化の啓発活動の推進及び教育等による市民理解の促進の二つを推進施策として掲げております。

次に、施策目標の2番目、伝統文化の保存・継承・振興でございますが、「アイヌ民族の誇りを尊重するためには、その先住民族としての歴史を尊重するとともに、アイヌ民族の伝統文化活動を推進する必要がある。

札幌市内には、アイヌ民族の歴史を示す遺跡が存在しており、埋蔵文化財センターなどを活用し、アイヌ民族の歴史を尊重し、広く市民の理解を深める。また、札幌市は、アイヌ文化の継承を図るとともに、アイヌ文化との触れ合いを通して市民交流を促進するため、平成15年にアイヌ文化交流センターを設置した。このアイヌ文化交流センターを中心として、インカルシペ・アイヌ民族文化祭、アイヌ文化体験講座、小中高生団体体験プログラム等を実施することにより、伝統文化活動を推進し、広く市民とアイヌ民族との交流機会の確保に努めてきたが、これらの取組をさらに充実するとともに、新たな施策を推進し、アイヌ民族の伝統文化を保存・継承・振興して行く」としております。

なお、この施策を達成するために、アイヌ民族の歴史を尊重する施策の推進及び伝統文化活動の推進の二つの推進施策を掲げております。

続きまして、施策目標の三つ目、生活関連施策の推進でございますが、「北海道大学アイヌ・先住民研究センターが平成20年度に実施したアイヌ民族生活実態調査にも表れているとおり、アイヌ民族とアイヌ民族以外の住民との間には、収入や教育などの生活の格差が存在しており、アイヌ民族の誇りを尊重するためには、アイヌ民族の社会的・経済的地位の向上を図る必要がある。

アイヌ民族の生活の安定・向上については、現在、北海道が、資金の貸付、修学資金の助成、職業訓練受講奨励金等の支給、職業支度金等の助成、農林漁業の施設整備等の事業を行っており、札幌市は住宅新築貸付金等の貸し付けを行っている。札幌市としては、国

や北海道による政策の展開を見きわめながら、産業の振興、生活相談等の生活関連施策の検討・実施して行く」としております。

なお、この施策を達成するため、産業振興等の推進及び生活環境等の整備の二つの推進策を掲げております。

続きまして、資料5のアイヌ施策推進計画の体系・概要と委員会意見集約、国、道、財団、市の施策（整理表）です。

この資料は、先程ご説明しました資料2の施策の体系に基づき、主に第2回検討委員会のアイヌ民族との意見交換で出された意見や要望を集約し、それに対して、国、北海道、財団、そして札幌市が現在取り組んでいる施策を取りまとめ、さらに意見集約したものの中から、新規あるいは拡充すべき課題について取りまとめた資料でございます。

表中、右側の札幌市アイヌ推進計画との関係の欄でございますけれども、ここに短期的課題、中長期的課題、国の立法等の動向と関連する課題と三つの区分を設けてあります。これにつきましては、財源の問題、市役所内部や関係機関との調整が当然必要になってまいります。比較的短期で対応が可能と考えられる課題につきましては短期課題で記載しておりますし、短期での対応が難しく調整に時間を要すると考えられるものにつきましては、中長期的な課題に記載しております。

また、現行法規の改正や国や北海道などの制度改革が必要と思われる課題につきましては、国の立法等の動向と関連する課題に記載しております。

以上で資料の説明は終わりますけれども、これら事務局案につきましていろいろな観点から検討していただきたいと思っております。

以上です。

常本委員長 ありがとうございます。

資料としては、結構、中身がいろいろ詰まっているものでございますので、検討するのなかなか大変かと思っておりますが、最初に私の方から1点だけ補足をさせていただきます。

一番大きな組み立ての件ですけれども、先ほど、冒頭に事務局の方からもご説明がございましたが、例えば、国の報告書、有識者懇談会報告書というのは資料1で書かれているところですが、ここで大きな枠組みが国民の理解の促進と広義の文化に係る施策の2本立てになっていたのに対して、資料2をごらんいただきますと、札幌市の場合には、施策目標は、市民理解の促進と、伝統文化の保存・継承・振興、そのほかに生活関連施策の推進という3本立てになっているということで、柱立てないしは基本的な構造は国と若干異なっている点がございます。

それは、国の場合には、どうしても道外を含めて全国を対象にした施策を考えるということになりますので、道外に多く存在するいろいろなマイノリティーの方々との関連も考えながらアイヌ施策を組み立てるということが求められるために、文化というところを強調して、その中に生活支援とか教育支援という問題も組み込むという組み立てをとったわけです。札幌市の場合には、そういったほかのマイノリティーとの関連もそう大きくはな

いという面もありますし、生活支援ないしは生活関連施策の持つ比重がこういう自治体の場により高まるという面もございますので、それを独立の柱立てとして3本目として立てるといふことかと私なりに見えております。

そういう組み立ての中で、今回、具体的にいろいろな計画の骨子、それに基づく施策の整理、案の提起が行われているわけでございます。

ここからは、皆様から、ただいまご説明のあった資料について、まず、ご質問をいただきたいと思っております。一通りご質問をいただいた後で、それを踏まえてご意見をいただくという順番で進めていきたいと思っております。まず最初は、内容の確認のような質問からお願いできればと思っております。

できれば、割と大枠的なことが語られている資料1から、順次、具体的施策の提案がある資料5の方に進んでいくような形でご質問がいただければありがたいですが、それは特にこだわりません。

いかがでしょうか。ご自由にご発言いただければと思っております。

江本委員 江本です。

札幌市の施策の中で、資料1の裏面の生活向上関連施策というところで、生活相談員の配置、教育相談員の配置というふうに施策として上げられております。資料5にもこの趣旨が書かれております。資料5の裏面で、生活環境等の整備というところで、教育相談員、生活相談員と書かれてあります。これは、具体的には、広報さっぽろなどで広く周知徹底が図られているのかということと、具体的に相談員の方々がどこに配置されているのかということをお教えいただければと思っております。

常本委員長 ありがとうございます。

ただいまのご質問について、事務局の方からお願いいたします。

事務局（加藤アイヌ施策課長） 配置の方ですけれども、生活相談員は、小金湯にあるアイヌ文化交流センターに1人、それから本通20丁目に共同利用館というものが前からあるのですけれども、そこに1人、計2人が張りついています。教育相談員は、アイヌ文化交流センターに1人張りついていますので、今は計3人の相談員がいます。

江本委員 相談件数は年間どのくらいかという集計はされているのでしょうか。

事務局（高森市民生活部長） 相談件数につきましては、集計しておりますけれども、今、手元に資料がございませんので、後ほど各委員にお届けさせていただきたいと思っております。

まず、生活相談委員の方は、アイヌ民族の方たちの就職なり一般的な生活全般についても相談をいただいて、それに関して、必要な行政機関に行って相談したらどうですかというようなアドバイスをします。場合によっては、一緒に行っているいろいろな支援をするという形での相談員です。

教育相談員の方は、主に学校教育の中でアイヌ民族に関するいろいろな、例えば教育の支援の問題とか、特に北海道の絡みで修学資金などの問題もございますので、そういった

面での手続等のアドバイスなりを行います。それからもう一つは、学校の授業の中でアイヌ民族に関するいろいろな伝統文化なりを取り上げることがありますので、そういうときには場合によっては教育相談員が行って説明をしたりということもあり得ると思います。

市としては、アイヌ民族の方、例えば先ほど申し上げました修学資金なり何なりの相談に応ずるといのが主たるところかなと認識しております。

江本委員 この相談員の方は、どういう経歴といいますか、経験をお持ちの方なのか。

事務局（高森市民生活部長） アイヌ民族の方で、なおかつ、ほかのアイヌ民族の方たち、あるいはアイヌ協会の会員の方たち、いろいろな方たちに接して相談に乗ってきたベテランの方が生活相談員になっております。教育相談員も、アイヌ協会あるいは支部の方に教育にかかわる部会のようなところがございますが、そういったところに所属して経験を積んできた方、あるいは、実際になっているのは若い方なのですが、そういったところで経験を積んできた方が就任しております。

江本委員 わかりました。

常本委員長 それでは、先ほどのご質問の中の具体的な数字等に関しては、別途、お知らせいただけたらと思います。

ほかにいかがでしょうか。

堺委員 この形にまとめていただいたことがすごくわかりよかったです。交流センターで、アイヌ民族の方たちがたくさんご意見をくださいました。黙って聞いていて、これは国のすべきことかな、これだったら札幌市ができるかなと考えて一生懸命メモしていたのです。こういう形で、こういうこともされているのだなということがはっきりわかりました。ありがとうございます。

常本委員長 ありがとうございます。

確かにそうですね。1枚目のA3判の紙を見ると、報告書、それから国、道、財団、札幌市が行っている施策が整理されています。そして、一番最後の整理表には、これから札幌市として考える、あるいは考え得る施策について、一覧できる形に整理していただいています。また、その途中の資料3、4などをごらんいただくと、新しい施策を札幌市として考えていく上での基本的な前提や考え方が整理されているというのがきょうの資料だと思います。

ほかにいかがでしょうか。

先ほど、江本委員のご質問の中で、一般の市民を対象にする広報というのは、必ずしも教育相談員、生活相談員については行っていないけれども、アイヌ民族の方々については存在について広報は十分されているという理解でよろしいわけですね。

事務局（高森市民生活部長） そのそもその目的が、アイヌ民族の方たちの生活相談なり教育問題に関する相談などに対処していただくということで設置しておりますので、アイヌ民族の方たちにはアイヌ協会の札幌支部なり協会を通じて周知されていると考えており

ます。

常本委員長 きょうは、非常に内容的には盛りだくさんで、質問をいただき始めればきりがないのかもしれませんが、ほかにいかがでしょうか。

島崎委員 委員の島崎です。

とりあえず、札幌市さんのをずっと縦に見ていきますと、ちょうど資料1の上の産業振興のところ空白になっていますが、これは何も無いということなののでしょうか。

事務局（高森市民生活部長） アイヌ民族に対してというか、アイヌ施策として産業振興している部分は特にありません。ただ、経済局などで中小企業に対するいろいろな融資制度を持っておりまして、そういった制度は市内に事業所を持っていらっしゃる方であれば活用できるということです。特に、アイヌ民族の方たちが経営している事業所に対して何か融資制度があるかということではないという趣旨です。

常本委員長 アイヌ民族の方のみを対象にした特別な施策はないけれども、一般的な施策の中でアイヌ民族の方からもご利用いただけるものはあるということですね。それについては、現在はそうだけれども、今回、資料5で提示されているこれからの施策提言の中には、アイヌ民族のみを対象にする産業施策の提案も含まれているということになるのかと思います。

島崎委員、よろしいですか。

島崎委員 はい。

常本委員長 ほかにいかがでしょうか。

高田委員 逆に、国の制度で、産業振興でアイヌ中小企業対策事業とあります。これは具体的にどんなことをやっているのか、教えてください。

常本委員長 いかがでしょうか。これは、資料1の裏の産業振興のところの国の施策のところに入っている経産省と農水省のものですね。

事務局（加藤アイヌ施策課長） 国の施策につきましては、国が直接事業を行うことはほとんどなくて、補助金という形で北海道に来ます。北海道から、北海道に住んでいるアイヌの事業者の方に、事業補助として交付されています。

事務局（高森市民生活部長） 今、委員がおっしゃった国の施策の横に北海道の施策というものがございまして、これが連動しております。中小企業振興対策事業というのは、これに係る中小企業振興特別対策費補助ということで、国からお金が来て北海道から補助金が出る形になっています。その補助金を活用して民芸品の展示会をやったり、技術習得研修やったりといった仕組みになっております。したがって、国が直接、例えば札幌市に住んでいるアイヌ民族の方に何かやるということではなくて、北海道としてという形になっております。

あるいは、場合によっては、もう一つ右側のアイヌ文化振興研究推進機構を通して、直接、アイヌ民族の方に事業をやっていただくという流れになっております。

事務局（加藤アイヌ施策課長） それから、先ほどの教育相談と職業相談の件数ですけ

れども、これは平成20年度の決算ベースで、生活相談が、交流センターと共同利用館とを合わせて、トータルで2,707件、教育相談が277件といった相談件数がありました。

常本委員長 先ほどの高田委員のご質問に関しては、国の施策とか事業と書いてありますけれども、実際には事業費、あるいは対策費の補助金が道に入っていて、実際の事業は道が行っているということのようです。

ほかにいかがですか。

貝澤委員 貝澤です。

資料5の1ページ目の伝統文化の保存・継承・振興の一番下、札幌市の現行施策の中で、交流センターの集客対策という項目があるのですが、これは具体的にどのように考えているのか。今現在、私も時々行ってみると、どうもお客さんが少ないと思います。お客さんが多ければ、次のページの雇用対策等にも反映できると思いますので、お客さんをふやす方法として、短期的に何を考えているのか、長期的に何を考えているのか。

それから、あその場所はどうもわかりにくいという意見を時々聞きます。今、あそこは3方向からの道路に囲まれたところがありますね。国道230号線から交流センターの入口の3方向の道路がありますので、あその間の土地にモニュメント的な何かをつくるとか、わかりやすくするためには、長期的にはそういった大きな考えでやらなければならない部分もあるのではないかと思います。せっかく、今、売りに出ている土地を活用することも考えたらいいのかなと思います。

そういう点で、短期的な部分と中長期的な部分の考えを聞かせていただきたいと思います。

常本委員長 とりあえず、今のご発言の後半部分は、今後の施策に対するご意見にかかわる部分かと思いますが、現在の交流センターの集客対策は具体的にどういうことが行われているのかというあたりについて、まず、お答えいただければと思うのです。

事務局（高森市民生活部長） 集客の関係でございますが、去年はサミットの関係で入館者が非常にふえまして、5万1,000人を超えた状況です。その前年度は4万人程度ということで、サミットの影響、アイヌ民族の方たちがあそこでいろいろな催し物をしていただいたことが非常に集客につながったのではないかと考えております。

それから、ことしですけれども、現在までのところ、今までに比べまして入館者は非常にふえております。昨年ほどはいかないかもしれませんが、月に大体4,000人ペース、この調子でいくと四万七、八千人は行くのではないかと予測はしていますが、冬場にどれだけお客さんが来るかによるとと思いますが、従来よりもかなり多くなるのではないかと考えております。

一方、集客対策としては、定山溪観光協会と連動いたしまして、ことしは9月に5日間の連休がありましたので、そこはずっとオープンいたしまして、そこでイベントを打ちました。この間、結構、お客さんに来ていただいております。それから、10月につきまし

ても、イベントを結構打っておりますので、そういった面でお客さんが結構ふえてきていると思っております。

ただ、先ほど貝澤委員からもお話がありましたように、私たちもちょっと気になっているのですが、アイヌ文化交流センターに入るところの入り口が、札幌方向から向かっていても、定山溪方向から来てもなかなかわかりにくいです。これは、私たちも感じるところでありますので、できるだけ早く、あそこがすぐにアイヌ文化交流センターの入口だとわかるようにしていきたいと考えています。

常本委員長 ありがとうございます。

集客に関しては、ちょっと明るい光が見えているのではないかというお話及びアクセスあるいはアプローチの対策についても検討しておられるという説明がございました。

ほかにいかがでしょうか。

阿部委員 阿部です。

資料5の最初の方にもあるのですが、副読本の問題です。検討委員会の1回目、2回目でも副読本の活用についての話をしています。これは具体的に右の方の施策でも副読本の活用と書いていますが、具体的にどう考えていますか。

事務局（高森市民生活部長） きょう、教育委員会の方に出させていただいてその辺を説明していただこうと思っていたのですが、関係の方が来られなかったのです。私どもで聞いている範囲では、前々回、吉川委員の方から、なかなか活用しづらい部分があって活用できていないところがあるのだというお話がありましたので、今、教育委員会の方でこれを十分活用できるようにいろいろな検討をしていくということで話を進めていただいております。そういった意味で、今後、今配られている副読本を活用した形でアイヌ民族に関するいろいろな授業などで十分活用されていくという考え方を教育委員会で示しておりますので、ここに掲載しております。

あわせて、その二つ下の方に、学校生活のさまざまな場面でアイヌ文化を紹介するということがあります。これは、ちょっと先走ってしまうかもしれませんが、2回目の検討委員会のときにご意見があった部分ですけれども、そういった部分もあわせまして副読本と一緒に活用していくということで、今、教育委員会の方で進めていらっしゃると思います。

阿部委員 何度も言っているのですが、また同じことを言うのかと怒られるかもしれませんが、これは小学校4年生全員に毎年、それから中学校2年生も全道で毎年あげているわけです。莫大な税金を使ってやっているのに、学校の中でそれがどこかの倉庫に眠っていたり、棚に置いてあったりして配付されていないということで、この検討委員会でもお話がありました。

これは、英語で書いてあるのだったら非常に難しいけれども、日本語で小学生にも非常にわかりやすいように書いてあるわけです。読んでいただくだけでできることなので、これは私も教育委員会に申し上げておきますが、ぜひアイヌ施策課としても、これは理解促

進につながる事なので、何らかの方法で、例えばどの程度利用しているのか、どんな状況ですかぐらいのことをきちんと掌握できるような対策を考えていただきたいのです。

常本委員長 それでは、教育委員会の方との協議を踏まえながら、ぜひご検討ください。
事務局（高森市民生活部長） 承知いたしました。

吉川委員 副読本は、私も責任を感じているのですが、副読本が難しいわけではないのです。私は社会科なのですが、そうでない先生もあります。私は全教科やりますが、間違っただけで教えるにはいけないというのがすごくあるのです。そういう失敗をしたら大変だということです。決して使いたくないのではなくて、そういうところがすごく慎重になっているということをご理解いただきたいと思うのです。

それからもう一つ、ずっと気になったのは、こういういろいろなお話とか、差別のお話がたくさんあったのですが、その内実が私たちにはなかなかわからない部分があります。

せんだって、交流センターに行ったときに、アイヌの人たちは今でも山に住んでいると思っている子どもがいると、そういうことを聞くと非常に愕然としますというお話を伺ったのです。そういう事実が学校に余り伝わっていないのです。何かと言ったら、行政と協会との話でいろいろ進んでいるけれども、実際の中身がどうなのか。例えば、先ほどの教育相談とか生活相談というのがありまして、これはプライバシーにかかわるのですが、実際にはこんなことで困っているのですとか、学校の中でこんな嫌な、不愉快な目に遭った子がいるのですよということがなかなか伝わってこないのです。

これは間違っていたらごめんなさい。行政の方と民族の代表の方たちが話し合っていて、ああだこうだとやっている中身がどうも私たちのところに見えてこないのです。それがあつたら、私たちももっと切実感を持てるのかなという気がするのです。やはり、伝統文化が大事だからアイヌ民族のことにきちんと学習しましょうということは私も大賛成だし、これは学校現場でもそれをする必要はないなんてだれも考えていないです。その中身自体が、こういうことがあるからもっとこうしよう、こんな大事なことが全然子どもの中に浸透していないからもっとしようという生の声をもっと聞けたらいいのかなと思います。

そういう意味で、教育相談ということが、就業のことだったらいいのですが、今、私たちが学校の現場にいる中で知っておいた方がいいようなことがあつたら、そういうことも知らせていただきたいです。

全体の印象でごめんなさい。行政の方と民族の代表の方がぱっぱとやり合っていて、なかなかこっちの方におりてこない。ですから、交流センター自体も、人数が云々ということも大事ですが、必要なのは、みんなが理解できて、共感的に認識したり理解できて、リピーターがふえるということかもしれません。とにかく数をふやしましょうということで、見学者を呼びましょうと毎年一つ一つ流れて1回で終わるのでなくて、そういうところをもうちょっと幅広く、多くの人を巻き込んでいって、こういう状況なのだよとい

うことをじわじわと浸透させていかなければいけないと思うのです。きょうは3回目の会議で、私はずっと勉強させていただいていますが、理解をしていただくとか、もっとこういうことに力を入れていくということが市民レベルにもっと浸透するような方法がないと、逆差別と言ったら変ですけども、私たちはこういう目に遭ってきたからこうしろという感じでいったら 堺委員が市民みんなの合意がなければだめだというお話をされていて、私もずっとそう思っております。

ちょっと幅広くなってしまうかもしれませんが、決して学校で否定的になっているわけでもないですし、何とかしようと頑張っている先生もたくさんおられることだけは補足しておきたいと思います。

堺委員 吉川委員は学校の校長先生ですね。今、この資料に対しての意見となるとちょっとずれてくるかもしれませんが、吉川委員の話に補足します。

例えば、教育という部分で、私も小学校に関係を持ちながらやってきたものですから、こっそりドアを開けて、ちょっとずつドアを開けてというよりも、ぱっとドアをあけて、ぱっと理解できるというのは、教育現場で音楽のときにトンコリとかムックリを紹介するということで、小学校だったら図工の時間にアイヌ文様の切り絵だよみたいに、それを先生たち一人一人に望むのは無理のような気がするのです。だったら、本当にアイヌ協会の方から、どここの小学校で音楽の時間なので、トンコリ、ムックリを聞かせて、読み聞かせの時間でアイヌの伝説、例えば紙芝居だよということで思い切って大きくドアを開けて、学校の教育現場にアイヌ文化を入れるようなことをもっと勇気を持ってされた方がいいような気がするのです。

今は、小金湯の文化センターにバスで小学校4年生を連れていきます。そうすると、4年生だけしか興味を持っていないというか、逆に先生で聞いたことがあるのですけれども、とても興味を持ってすごく突っ込んだ先生は先生たちの仲間から総すかんを食わされると。例えば、中学校の美術の先生がそれに無我夢中になってしまったときに大変だったという話を先日聞きました。

では、小学校の現場ではどうかというと、全教科見ていかななくてはならないところに、アイヌ文様とか、アイヌの伝説とか、トンコリ、ムックリはこういう音が出るのだよということ、事実、無理のような気がするのです。

ちょっと怖くて手が出せないという現実があるそうです。先生たちから聞きました。そうであれば、専門にやったださっている方が学校現場に、教育委員会から行ってあげなさいみたいな副読本を先生たちが読んで、子どもたちに聞かせる時間の口スを考えたら、本当にアイヌ民族の方が民族の衣裳をつけて、こんにちは、昔はこうだったんだよということ、話を話すという現場がたくさんあってほしいのです。

地域でイベントをしますと、小学校4年生の子どもたちが、小金湯のセンターに行ったことがあるということで、切り絵を生き生きとしてやるのは経験済みなのです。それ以外は触れていないということです。5年生になると、触れることもなく、そのまま中学校へ

ってしまうのです。それは、体育館でもいいですけども、アイヌ民族の方をお呼びして、先生たちもみんな一堂に、生徒もみんな未経験ですので、そういうことを勉強させてもらうという現場があればいいなと思います。私の口マンです。

常本委員長 どうもありがとうございます。

既に、きょうの資料について、あるいはご提案についてのご意見も出てきておりますので、ここで、質問に限らずに、きょう事務局からご提案のあった事柄全体についてご意見、お気づきの点があればご自由にご発言いただきたいと思います。

島崎委員、どうぞ。

島崎委員 続きになると思うのですが、吉川委員と堺委員からのご指摘はもっともなことだと思っています。

私も、中学生の娘を持っていて、小学校からすぐ目の前に学校があって、その社会科の教育の中で私は民族教育ということで呼ばれて何度か学校に行っています。

今、私たちの文化は私たちが伝えなければいけないのはもちろんなのですが、学校の教育現場の中を変えていかなければ、私たちが幾ら伝えたいとか、子どものためにこうしたいとか、アイヌ文化の今の起きている本当の現実の状況を、自分たちの中に取り入れるとよくおっしゃいますが、その中で逆にアイヌだという子どもがいますね。いるところといないところがありますが、学校へ行きますと、いるところといないところがあって、突然ぼんとアイヌのお母さんが行ってアイヌのことを教え始めます。そこで、自然にその子どもたちが全体で皆さんと仲よくして、あしたから差別なく生きられるのかといたら、そうではないところもあるのです。実はシビアな、本当に精神的なものにもかかわるような子どもたちも実際に出てきています。

だから、私の子どものように、小さいときから教え込んでいる子どもはいいのですが、突然、教育現場の中に講演に行きますとって、それで気分を悪くしない子どもがいないとは限らないのです。だから、そういう精神的なケアを考えると、私は一番先に大きな問題としては、それに携わっている学校の問題、それを受け入れるような間口をきちんと持って、そのもとでやらなければ、先ほど逆差別と言いましたが、まさしく私たちの中の子どもたちも、アイヌ民族としてずっと生きてきて、親自身が教えていないですから、先生たちが知りたい、知らなければいけない、市民も知りたい、当然だと思うのですが、そこまではまだ当分の時間がかかると私は思っています。

変えるのであれば、本当の根っこである教育という理念を持っている教育委員会がその理念を変えていかないと、校長先生が頑張っても、他のアイヌ文化を伝える先生が一生懸命頑張ったとしても、一部だけで終わってしまいます。一部だけの広がりです。

私も、立命館慶祥中学校に2回呼ばれましたが、1人だけなのですが、非常に一生懸命な先生がいらっしゃるのです。立命館というところは、特に国際的な関係もあって、発展的なところもあって、すごくいいなと思って講演に行かせていただきました。その子どもたちは、一生懸命、劇を演じてくれたりするのです。1回目はお話を聞いてくれて、2

回目は逆に私がお客様のように招かれて、非常におもしろくアイヌを演じたり、または自分たちが私から学んだことに対してプラスアルファして、自分たちがわかりやすいようなものでリアルなアイヌの劇を演じてくれました。ああいう子どもたちばかりがいればいいなと非常に思うのですが、見渡す限り、アイヌは一人もいませんでした。

それから、学校に行きますと、今もそうですが、PTAで有名な講演者を呼んでいます。そういうところに本当に伝えたいというのであれば、講演者のかわりにアイヌ民族の例えば阿部支部長でも、私でも、話せる人はたくさんいます。そういう方を講演者に回すような配慮は、私たちが言っていくことではなくて、先生たちもそのところを考えながら一緒に連携していかないと、この子どもたちも、本当にそこで差別をしたら元も子もなくなってしまいます。あしたから学校に行きたくないなんて言われたら困りますから、その関係性はもっともっと話し合いをしながら、きちんとやっていかなければいけないのではないかと思います。

今はもうふたをする時代ではないので、なるべく差し支えないところを出していく、出しながらまた一緒に考えていくというふうにしていけばいいのではないかと思います。親を持つ子どもとして非常に複雑なところがあります。

常本委員長 ありがとうございます。

ただいま、各委員から、学校、とりわけ教育現場におけるアイヌ民族の教育の難しさ、あるいは課題についてのお話がありましたけれども、そういう問題に対して、あるいは、そういう問題があることを前提にして札幌市としてどういう施策を打っていくべきかということが具体的にここで検討すべきことですので、そういうところを中心にご意見をいただければと思います。

貝澤委員 今の意見を踏まえまして、例えば、先ほどありましたが、小金湯に来た小学校4年生の生徒たちは、すごく純真でかわいいと、本当にすぐに溶け込んでくれるという話をよく聞くのです。ちょうど何でも興味を持って、いろいろなことに疑いもなく入っていきやすい年齢だと思うのです。

私は、常にそれだけで終わらないようにするためにはどうしたらいいのかと考えると、さとりんどですね。例えば、埋蔵文化財センターと教育委員会と札幌市が常に連携しながら、小金湯だけでは市民の理解促進は相当無理があります。そういう純真な子どもたちが本当に理解してくれる、ここに書いてあります未来を担う児童生徒に対する教育の中には、やはり延々と続いてきた部分がさとりんどにこれからはっきりとあらわれてくると思うのです。縄文からずっとアイヌ文化、擦文を経て延々ときている部分を、さとりんどとも連携しながら、埋蔵文化財センターと連携しながら、そういった教育ですね。もちろん、切り絵とか音楽ももちろん大事ですけども、同時に、ここに昔から住んでいたのだということも小学生のうちからわかってもらえるような方法も必要なのかなと考えます。

常本委員長 要するに、今の子どもたちの教育に当たって、関連するいろいろな施設を連携させながら教育に当たっていく必要があるというご提案と伺ってよろしいですか。

貝澤委員 はい。

常本委員長 ほかにいかがでしょうか。

本田委員 きょうは余り時間がないので詳しいことはお伝えできないのですが、札幌市の教育委員会で作っていらっしゃる小学校の基底カリキュラム、手引きの組み立て自体が、私は本当にあれでいいのかと思っていました。86年以降の流れをずっとこの間、追ってきました。どういうふうになってきたかということも一応は押さえておりますが、あれをきちんと見直さないと根本的なアイヌ民族に関する教育のあり方が変わっていかないのではないかと思っておりますので、それについて、できれば一度時間をとってご検討いただきたいと思います。

江本委員 今の教育にかかわってですが、私がかかわっている人権擁護委員会の委員の活動についてご報告して、それが今後の方にかみ合っていくかどうかということで、ちょっと申し上げたいと思います。

私どもの人権擁護委員は、札幌市内の各小学校に出向いて人権教室というものをやっております。呼んでくれる学校も呼んでくれない学校ももちろんあるのですけれども、結構な回数を人権教室でやっています。

その人権教室の中でどういうことを取り上げているかというと、言ってみればいじめはだめよといった一般的な人権ですね。アイヌ民族とのかかわりということは、これまでは取り上げてきませんでした。しかし、最近、来年ぐらいからは、アイヌ民族の方々の問題も組み入れてやろうと考えております。

それは具体的にどういうことかということ、紙芝居です。やはり、小学生ですから、難しいことを言ってもなかなかすとんと理解をしてくれませので、紙芝居をつくりました。それをつくったのは、アイヌ文化振興・研究推進機構です。ここから出している子ども向けの、プーさんとオオカミと言ったかな、絵本があります。あれを実は紙芝居にしたのです。機構の方に申し入れをして、これを紙芝居用に大きく拡大して使っていいかということで問い合わせをして、最終的に使ってもいいですよと言われたものですから、早速、紙芝居をつくりまして、最近仕上がりました。それをもって、人権教室の一つのやり方としてやろうというような試みも、これは学校とのかかわりで考えております。

残念ながら、札幌市内に小学校はたくさんあるわけですが、こちらの方から出向きますよと言っても、年々ふえつつはあるのですが、余り徹底しておりません。ですから、人権擁護委員を使った形でのアイヌ民族の文化とか何とかというものを、簡単に言えば紙芝居形式とか、いろいろやなやり方はあるのでしょうかけれども、そういうこともひとつあり得るのかなと思っております。

常本委員長 ありがとうございます。

ちょっと戻りますが、先ほどの本田委員のご発言にあった教育委員会に関する問題のご指摘は、今回提起されております札幌市のアイヌ施策推進計画の具体的な項目のどれかに関連するか、あるいは補足すべきものとして追加というふうに考えるべきなのか、そこら

辺はいかでしょうか。

本田委員 実は、私もそれで悩んでいたのですが、市民理解の方に入ることだと思っております。一般の生徒さんに対する教育ということになっていくと思うのですが、そこに力を入れなければいけない。本当にカリキュラムは根底にかかわることなので、むしろ、今の教育のあり方でアイヌ民族に対する誤解が広がっているところがあるのではないかと私は考えておりますので、もう一度、どこに入りますでしょうか。

常本委員長 例えば、資料5で言うと、短期的課題の中の教育等による市民理解の促進の冒頭二つ、副読本の活用と教員の育成と入っておりますけれども、これにさらに関連して、まさに教育内容といったものの再検討みたいなものが必要であるということになってくるでしょうか。

本田委員 ちょっと離れるのですが、先ほどの資料4の施策目標の伝統文化の保存・継承・振興ですが、この中身を拝見すると、これはむしろ市民理解に関連することしか書かれていなくて、アイヌの方々自身の伝統文化の保存・継承であるべきなのですが、広く市民の理解とか市民交流を促進ということに終始しているような気がします。むしろ、アイヌの人たち、例えば若者をどういうふうにして伝統文化の担い手として育成していくのかという視点では余り書かれていないような気がしました。ただ、資料5の方では、具体的な施策が幾つか上がっています。ですから、ここにちょっとそごがあるような気がしていて、施策目標の2の方でそのあたりをもうちょっと膨らませるといふか、補足していただけないかなという感想を持ちました。

常本委員長 今のご指摘は、資料4の目的の最後の段落の1行目から2行目にかけて、「アイヌ民族の歴史やアイヌ民族のアイデンティティーの源である言語・伝統文化」の後に、すぐ「市民理解」がぼんと来ていて、その次の「伝統文化を保存・継承・振興すること」が一たん切れているように見えるのは、文章の組み立てとして適当ではないかもしれない。市民理解以前にアイヌ民族自身の中における文化の継承、ないしはまさに理解の促進ということが実は必要なので、それがあってからそれとともに生きている市民の側の理解促進が出てくるのではないかというご指摘かと思えます。

事務局（高森市民生活部長） その辺も踏まえまして、この辺は組み立てを再検討させていただきます。

ただ、ここでアイヌ文化交流センターとかいろいろなことを書いております。裏返して言いますと、例えば、こういった事業をやっていただくことによりまして、アイヌ民族の方たちのさまざまな踊りとか、いろいろな団体の方たちに、そこで市民の方たちに自分たちの文化を披露していただく場を提供することになりますが、場を提供することは、一方では、自分たちの伝統文化を継承したり、勉強したりという機会になると、ちょうど裏腹の関係にあるのかなということで私たちは理解していた部分がありました。したがって、こういう書き方になったのですけれども、もう少し伝統文化の保存・継承・振興の方に力点を置いた書き方ということで検討させていただきます。

ありがとうございます。

堺委員 その文化伝承になると、宣伝活動と全く別な分野になりますので、前回からずっと聞いていまして、場所が遠いと。確かに、文化交流センターは素晴らしいし、貝澤委員がおっしゃった縄文文化とか動かしようのないものはそこそこのところに置いておいて、逆に学ぶ、アイヌ語を学ぶ、または踊りを学ぶ場所が遠過ぎると、前回もご意見がありました。親子で交流センターまで行くと交通費も結構かかってしまいます。

それで、私はずっと考えて、これは道新ですけれども、旧曙小学校に行ってみ学する暇がなかったのですが、こういうところの教室を一つか二つ、アイヌ民族の方がそこで自由に練習したり、子どもさんたちの学習、塾のような……。

常本委員長 ただいまのご提案は、資料5のつづりの一番最後のページの施策との関係の短期的課題の下から二つ目の箱でしょうか。市街地に相談・交流センターを設置（共同利用館代替施設）というもののご提案にかかわってくるのかなという気もするのですけれども、事務局でご説明いただけますか。

事務局（高森市民生活部長） 今、堺委員の方からお話がありましたが、ここで言っている代替施設の中に、今、あちこちで小学校の統合が行われておりまして、その中で地下鉄の駅に近いところで、統合されてしまってもう使われなくなるところがあるのです。そういったところを共同利用館の代替施設で利用できないだろうかということも視野に入れている検討しております。その辺は、アイヌ施策課の方でちゃんと考えております。どうもありがとうございます。

常本委員長 ということでございます。

ほかにいかがでしょうか。

本田委員 まだ悩んでいるのですけれども、先ほどの教育の位置づけです。何に悩んでいるかといいますと、私は先ほど市民理解と言ってしまったのですが、そうではなくて、今、アイヌの子どもたちに対する教育の場はどこにもなくて、一般の公教育の中で、例えば、みずからのアイヌの歴史を学ぶしかない状況になっているのです。それは、本当はおかしいことであって、例えば、かつては小学校の中でシャクシャインの戦いというのがきちんとカリキュラムの中に入っていたのですが、今はそれもなくなってしまっています。そうすると、アイヌの子どもたちがみずからの歴史を学ぶ場所がどこにもないのです。だから、それをどこに設定するのかということを実は考えなければいけないのです。ですから、伝統文化の保存とか継承というのは、本来はそういう小さい子どもたちにどうやってアイヌの歴史、文化を教えていくかということを考えて保障しなければいけないのに、それが今の公教育の市民理解とごっちゃになっているという大きな問題が実はあるのです。

ですから、できれば、この伝統文化活動の方の柱の中にもアイヌの子どもたちに対する教育ということのひとつ入れていただきたいという気持ちがあります。どう組み込んでいいのかが私の中でもよく整理できていないのですが、少しそういう視点を持っていただきたいと思います。

常本委員長 恐らく、一つは、資料1にもありますが、有識者懇談会報告書の中に、学習指導要領の改訂とか教科書の記述の充実等が書かれていますけれども、ご指摘ありましたように、公教育の中におけるアイヌ民族に係る教育という決して十分と言えなかったものをより充実させていこうと、それは北海道における全国的にそのような教育内容を充実していこうということであるとか、あるいは、先ほど貝澤委員からお話がありましたように、埋文センターとか、ピリカコタンとか、札幌市内の既存のいろいろな施設を有機的に連携させて子どもたちの教育につなげていくということにかかわってくるのですが、恐らく、それだけでは十分ではないというのが今の本田委員のご指摘かと思います。

その教育内容の充実であるとか、埋文センターその他の施設の有効的な利用というのは、どうしてもそこで教育を受けるのは、いわばアイヌ以外の子どもたちにアイヌを理解させようという方にどうも比重が分かれてしまう嫌いがあります。そうではなくて、アイヌ自身の子弟、アイヌ自身の子どもたちに自民族の文化ないし歴史等をきちんと理解させるということが、別途、必要なのではないかというご指摘と承ってよろしいでしょうか。

本田委員 はい。

常本委員長 それが、今回の施策提案の中に明確な形で盛り込まれていないのではないかというご指摘かと思います。確かに、資料5で整理されているものを見る限りでは、どちらかというところ、アイヌの子どもたちに焦点を当ててというよりは、一般の市民とかアイヌ以外の子どもも含めたジェネラルなものを対象にした施策という印象を受けるような面も確かにあります。それよりは、アイヌ民族自身、あるいは、とりわけアイヌ民族の子どもたちを特に対象としたような施策が目に見える形で盛り込まれると、より適切ではないかというご指摘かと思います。

ほかにいかがでしょうか。

堺委員 ご家庭の考えにも及びますね。おまえはアイヌ民族の血を引いているのだよと言える親御さんかどうかにもよりますね。

常本委員長 それはご指摘のとおりで、いかに血統的にアイヌの血を受け継いでいる子どもたちであったとしても、その生き方をどう選択するかというのはその本人が決定することであって、アイヌの子どもたちを対象にする、仮にアイヌ民族の歴史ないし文化に係る教育とかいろいろな施策が行われたからといって、それにアイヌの血を引く子どもたちが全員参加することが義務づけられるということがあってならないというのは当然のことだろうと思います。今の本田委員のご指摘も、当然、その点は前提としたご意見だろうというふうに承っております。

やはり、そのことが重要であるということと、そもそもそういう施策を実施しないということがもちろんイコールではないわけで、施策を実施すると同時に、選択の自由も他方で残しておくという問題なのかなというふうに承っております。

ほかにいかがでしょうか。

阿部委員 今、本田委員がおっしゃっていたことは非常に大事です。私たちは、25年

前にアイヌ新法案の中で、教育の問題として6項目を要求しました。その一番最初は、総合的な教育支援対策です。その次に言ったことは、まさに私たち自身の子どもたちにどうやって民族教育をするのかということを上申しているのですが、これはウタリ問題懇話会という北海道段階で削除されまして、テーブルにのっかってないです。ただ、先住民の国連宣言ではこのことは明確にありますので、今回の有識者懇談会でも総合的な教育支援対策ということについては出ておりますが、今度のこれから出られるであろう協議会の中で、この権利宣言をテーブルに上げて、私たちは25年前からこのように言っているのですよ、それをどういふぐあいに具体化するかということこれから検討していきたいと思えます。

もちろん、私たちは北海道にも札幌市にもこれから要望していかなければいけない段階なのですけれども、今のところはまだそこまで行かなくて、先ほども吉川委員から話がありました、教育委員会と話し合いをしているのは、いろいろな学校で委員がおっしゃるような意見を持っている人はいっぱいいるのです。けれども、教育委員会の中で民族担当の指導主事の先生が2人いらっしゃると、ちゃんと部署もあって部門もあるのに、きょうも参加してくれとお願いしても来ないのです。ですから、我々は市教委と別個にやったり、アイヌ施策と別個にやったり、その辺がどうしてこうなるかと思いつながらやっているのです。その辺のところを、教育委員会として、校長先生の集まりとか、教頭先生の集まりとか、いろいろな教育の内容を検討するような会議がいっぱいあるのに、そこに私たちを呼んでくれと前から頼んでいるのに、呼んでくれません。あるいは、各区に教育のための加配教員を1人くらい置いてくれないとか、そういう要望をずっとしているのですけれども、その辺を市に言うとそれは教育委員会の問題で、教育委員会に言うと、もうちょっと市に言ってくれないかみたいなどころもあるのです。ぜひ、そういうことも今回入れていただければと思えます。

常本委員長 ご参考までにご紹介しますと、今、阿部委員からご紹介のあったものは、1984年の当時のウタリ協会の総会で採択されたアイヌ新法案というのがあるわけですが、その中に2項目が明文中に含まれています。一つは、アイヌ子弟の総合的教育対策を実施する、もう一つは、アイヌ子弟教育にはアイヌ語学習を計画的に実施するということが要望されていたのが、そのままの形では実現されていない、なお、課題として残っているというご指摘で、それが先ほどの本田委員のご意見にも関連するだろうというご指摘かと思えます。

後半のご指摘は、こういう施策を総合的に実施する場合には、いわゆる市長部局と教育委員会という形で組織的に分かれているにしても、やはり、それを総合的に進めていくというような体制が市側においても望まれるというご指摘かと思えます。

恐らく、全体に係る問題だと思えますが、ほかにいかがでしょうか。

堺委員 広報、宣伝についてですが、メディアを利用してでも、今、どのぐらいの進み方で動いているのかなということを知りたかったのです。

常本委員長 資料5の1ページ目の上から二つ目の短期的課題の二つ目ですね。広報誌等でアイヌに関する情報を提供と。

堺委員 今はどのぐらいで、これからどのような広報宣伝がなされるのですか。

事務局（高森市民生活部長） はっきり申し上げますと、今やっているのはアイヌ文化交流センター等でのいろいろな催し物の広報が中心でありまして、アイヌ民族に関する突っ込んだ広報というのはほとんどありません。

堺委員 まだ目にするのはまだないです。

事務局（高森市民生活部長） ほとんどありません。アイヌ文化交流センターのことしかないと思います。一たん、広報の方としては、今後こういった形でアイヌ民族にかかわるいろいろな情報を、例えばアイヌ民族の歴史とか、アイヌ民族の今までの生活様式とか、すぐれた文化的なものとか、そういうものに関して広報誌の中で紹介する機会を設けられないかということで、今、広報の方といろいろ検討しているところであります。まだ、具体的に先が見えているということではありません。できるだけ広報の紙面を活用してそういったことをしていきたいと思っておりますけれども、いつからどうするとか、何ページ分とれるといった具体的なところまでいっておりません。広報も、現実的に知らせることが非常に多くなってきておりまして、なかなかページをとれないという部分がありますので、その辺はこれからも広報部と協議をしながら努力していきたいと思っております。

あとは、各区で区版の広報を持っておりますので、各区の担当の方に働きかけて、そういったところでも取り上げてもらえないのかということで、ことし9月に各区の市民部長が集まる会議がありまして、私は別件で国の有識者懇談会の報告書の中身の説明で出たときに、各区の区版などでもこういったことを取り上げてほしいという話は一たんしております。そういった区の広報などでも取り上げてもらえるように話は進めていきたいと思っております。まだ先は見えていないという状況であります。

常本委員長 この先の話もありますので確認をさせていただきますけれども、この委員会におきましては、札幌市のアイヌ民族に係る施策に関する総合的な意見、報告書を出すことが求められているわけでございます。その中には、例えば今回の資料で言うと、資料3にある計画の骨子（素案）ですね。こういう組み立てに基づいて、そして資料4にあるような総論的なことを書いて、そして具体的な施策として札幌市アイヌ施策推進計画の関係という提案が資料5の右側に入っておりますけれども、こういうものを含む形で当委員会の報告書が出るわけです。ですから、そういう組み立てでいいのか、目標の設定あるいは記述についてこういうものでいいのか、あるいは、施策として上げられているものとしてこういうものが適当か、さらにはほかにないのか、位置づけはこれでいいのかということについても当委員会では検討しなければいけないわけです。もちろん、それはきょう1日できることではないわけですが、今後の見通しとしては、もう一回、来月になるかどうか分かりませんが、委員会を開いて具体的にこれらをたたく作業が必要になってくるわけです。

きょうのところは、言ってみれば、今までいただいたご意見は、その前提にあるいろいろな問題の確認とか、物の考え方のようなことに関するご指摘、ご意見が多いかと思えますし、それは当然必要だと思えますので、きょうはそちらの方に重点を置いたご発言をいただければと思っております。それではとどまらないで、今申し上げたように具体的にその報告書の中に政策提言を含めてどういうものを盛り込むのかというところまでご検討いただく必要がありますので、それは次回に中心的にお願いすることになるかと思えます。そういうスケジュールだということを念頭に置いていただいてご検討いただければと、改めてお願い申し上げておきたいと思えます。

阿部委員 資料5の中に、札幌市のアイヌ施策推進計画の関係で、真ん中に遺跡の情報提供という項目がありまして、中期的には遺跡発掘の協議とかいろいろ書いてあります。先日、埋蔵文化財センターへ行ってお話をしたのですけれども、アイヌ文化、アイヌの遺跡というのは十二、三世紀からです。その前の擦文時代とか縄文時代はアイヌに関係ないのだというようなことを埋蔵文化財センター等は言っています。今まで私たちに対して、さくらんども含めて、アイヌ民族に対していろいろなものが出てきた、お墓が出てきた、遺跡が出てきたといっても情報を知らせなかったということがあるのです。今、札幌北高校でも出ているのですけれども、サクシュ琴似川という北大から流れている川の近辺にアイヌ民族が暮らしていたものがたくさんあったのですが、それを我々に教えないのです。最近、北高校から出てきて、これは教えないとやばいなといって教えてきたのだけれども、実はこんなにいっぱいあるのですよみたいにまた出てきたりということがあるのです。これは非常に大事な問題なので、これからも市が情報収集したり、関係のところと連携をとるべきだと思います。

これは、考古学者に言わせると、縄文時代と縄文時代と擦文時代とそれぞれ土器や文化が違っているのだから、アイヌ文化というのは十二、三世紀からだ、出てきたものでしか判断しないのだという言い方をするわけです。しかし、伊達の大島先生に言わせると、北海道の人は何万年前から変わっていないわけですから、これは縄文時代というのは日本で言えば弥生時代です。弥生時代から時代が変わっても、日本人はずっと日本文化で日本人なのに、何でアイヌだけ十二、三世紀からなのですか。これはおかしいです。札幌市内だって、我々の墓の上にいろいろなものをつくって、ビルを建てて、今回たまたま北高校のグラウンドで、これは何も使っていなかったからですけれども、一部の人に、おれたちの墓の上で野菜つくったり畑つくったり何かするのはやめろという意見のある人もいます。ぜひ、この辺のところは、市もこれからちゃんとした考え方でやっていただきたいので、意見を聞きたいと思えます。

もう一点は、実は、札幌の藻岩山でロープウエーのかけかえ工事をやっています。そのことについて、札幌市が市民に対して余り情報を提供しないということで、多くの市民が11月12日に緊急集会をやって、反対だ、藻岩山の自然破壊をする、しかも、藻岩山というのは、私たちがやっている文化祭でも、インカルシベアイヌ文化祭と銘打って、私た

ちにとっては非常に大事にしている山なのです。そこに対して、一切情報を開示しないで、物すごく大きい建物をあの上を立てて、すごいロープウエーをかけかえるということで、市民の方も含めて反対運動をやっているのです。もちろん、私たちのアイヌの仲間もやっていますけれども、こういうことについてはきちんと、過去のものもそうだけれども、これからのことについてもちゃんと情報を開示すべきだし、丁寧に説明すべきだと思います。

常本委員長 何か事務局からご説明はございますか。

事務局（高森市民生活部長） 遺跡の関係につきましては、この場だけでなく、前から支部の方たちとの話の中でも出ておりますし、文化部も一緒にそういう話は承っておりますので、今後はきちんとした情報提供をしていくということで、これは間違いなくやっていきたいと思います。私たちも、文化部の方からそういった情報を得た上で支部の方にお知らせをするという形で、これは進めていきたいと思います。

ただ、遺跡の場合は、まず試掘をします。試掘をやるときに、かなりの数の箇所をやるらしいのです。ですから、試掘をやるときにもアイヌ民族の方たちに立ち会っていただくのがいいのかどうかという部分もあるので、試掘をやった結果、どうもありそうだ、あるいは試掘をやった結果をお知らせした上で立ち会っていただいた方がいい、あるいは立ち会いたいということがあれば立ち会っていただくという形でアイヌ民族の方の遺跡が出てくる可能性は十分ありますので、そういった取り組みをしていきたいということです。これは、文化部の方もそういうふうに考えておりますので、きちんとやっていきたいと思っております。

それから、藻岩山の関係なのですが、これは観光文化局の観光コンベンション部の方で所管している部分ですけれども、これは役所の中でも余りその全貌がわかっていないのです。要するに、観光文化局の中だけでいろいろやってきた部分であります。特に、今回、藻岩山ということでありまして、自然環境の問題も十分かわりを持ってくるところでありますし、そういった情報に関しましてはきちんと提供していくようにということで、私たちの方もいろいろ情報収集に努めてまいりますが、その辺はきちんとやっていきたいと思っております。

遺跡の関係につきましては、ここに書いてあるとおり、短期的課題にはしておりますけれども、即やるということで動いておりますので、ご承知おきいただければと思います。

常本委員長 よろしゅうございますか。

ほかにいかがでしょうか。

江本委員 資料5の教育等による市民理解の促進の短期的課題のところ、一番下の教育相談員学校派遣の拡充というのは、具体的にどういうことをイメージしておられるのですか。

事務局（加藤アイヌ施策課長） 最初にご説明しましたけれども、文化交流センターに教育相談員がいますが、あそこにいるだけではなくて、学校にも行って、例えば学校でアイヌ文化を教えるということです。今、実際にやっていますね。

島崎委員 学校はゲストティーチャーという言い方をするのですが、そういう役割で行って、小学校4年生の副読本が入ってくる授業の中で民族教育、歴史や文化を教えて歩くのです。相談員がそういうことをきちんとしてあげるということを書いたのだと思います。

江本委員 率直に言って、それは効果的なのだろうか。

島崎委員 それは、学校からの依頼です。私たちが行きたくて行きたくてお願いしますということで行くのではなくて、学校からの依頼があって、その授業になると、先生たちも、アイヌのことにに関してあいまいなことを言って子どもたちに違うことを教えたら困るということで、教えることに懸念があると思うのです。ですから、アイヌ当事者を呼んでその授業を進めていくというやり方をしている学校もあります。

常本委員長 先ほど、堺委員からのご発言もございましたけれども、学校でアイヌ民族に係る教育を行う場合に、先生自身はなかなか経験がないし知識もないので教えづらい面があるのであれば、アイヌ民族自身を招いて教育をしてもらうのがいいのではないかというお話がございました。ただ、その場合であったとしても、学校の先生たち皆がアイヌ民族の中に何かつてがあるわけではないし、知り合いがいるわけではないということもあるでしょう。もちろん、協会にご依頼するというのもあるのでしょうかけれども、そういうことに加えて、札幌市の職員としての教育相談員が存在する以上、その人自身がアイヌ民族なわけですから、学校としては組織的に非常に依頼しやすいし、そういう制度をどんどん活用してアイヌ民族自身による学校教育を充実させていこうという考え方なのかなというふうに受け取っております。

堺委員 小学校でゲストティーチャーをお呼びするは大体1年に1度くらいだと思うのです。1年に1度お呼びするかどうかというところで、その授業によりますと、一、二年生合併で読み聞かせとか、三、四年生が工作の時間とか俳句とか結構大ざっぱで、それは1年に1度しかやらないので、そこにアイヌ民族の方たちに来ていただいて授業をお願いしますと言ってくれる学校がどのくらいあるかといったら、ほとんどないくらいですね。どうでしょう。

吉川委員 実際に数はつかんでおりませんが、少ないと思います。

堺委員 なぜかといいますか、紙芝居おばさんでゲストティーチャーで呼ばれて行く側なのですけれども、学校の教育の授業として1年に1度ぐらいのイベントです。学校の先生以外の人間を学校に入れるということは非常に嫌いますね。

島崎委員 嫌ってはいないと思いますよ。

堺委員 最近、少し多くなったくらいかな。その校長先生の考え方にもよりますね。どんな地域のおじいちゃん、おばあちゃんとか……。

吉川委員 学校はかわいそうぐらいお金がなくて、交通費すら払えないという状況があります。ですから、私たちがよく利用するのは、人権教育の話がありましたけれども、人擁護委員会の方たちなどはお願いしたら無償で来ていただけます。

ただ、ゲストティーチャーというのは、この何年か随分ふえています。こういう問題だけ

でなくて、例えば5年生の工業で工場を扱います。そして、勉強した後に、そこの方が来てくださって、こういうことで僕たちは頑張っていますよというお話をさせていただいたり、4年生のラーメン工場のおじさんが来てくださったり、そういう意味では結構来ていまして、決して嫌っているわけではありません。

堺委員 実際、テレビの効果もあるのです。お豆腐屋さんを呼ぼうとか、畳屋さんを呼ぼうとか、テレビでそういうことが放送されると、学校の先生以外のプロをお呼びしようということでゲストティーチャーが最近では定着してきたみたいです。

常本委員長 ありがとうございます。

恐らく、この問題は、そもそも国の施策として、義務教育におけるアイヌ教育の比重を高めていく、学習指導要領の改訂も含めて、そういう枠を広げるといところから始まるわけで、広がった枠の中に何をを入れていくかという段階で自治体や地域のアイヌ民族との協力という形で、両方あいまって充実が図られていくのだらうと思います。そういう問題なのかなというふうに承っております。

ほかにいかがでしょうか。

貝澤委員 先ほど、あと1回ぐらいという話がありましたが、国の方も継続して協議会ができるということで、前回の第2回でもこの意見はあったと思いますが、こういったアイヌ側と行政側ばかりでなく、いろいろな立場の方たちがいらっしゃって、いろいろな意見を述べる場というのは常設的にあっていいと思うのです。頻繁ではなくても、年に2回程度でもいいですから、常設フォーラム的なものもあった方がいいと思うのです。たしか、それは書かれていなかったように思うので、入れていただければと思います。

常本委員長 それは、資料に即して言えば、資料5の2ページ目の短期的課題の一番下をごらんいただくと、計画策定後の協議の場を設置ということがうたわれていまして、これは今回限りではなくて今後も継続的に札幌市とアイヌ民族、そして市民と協議する場を新たに設置するということが一応入っているのです。

貝澤委員 申しわけありません。

常本委員長 とんでもないです。ただ、その中身をどうするかということは、貝澤委員からのご意見を踏まえて、内容の充実を当然図るべきだと思っております。

堺委員 アイヌ語で表示をするというのは、具体的にどのぐらい進んでいるのかということを知りたいのです。

事務局（高森市民生活部長） まだ進んでおりません。

常本委員長 今回の短期的課題の中だったと思いますけれども、観光施設等にアイヌ語の案内表記をするということが今後の課題としてうたわれているという段階だと思うのです。

堺委員 どこかに……。

常本委員長 資料5の短期的課題の箱の上から三つ目です。

事務局（高森市民生活部長） 表面の短期的課題の三つ目の箱です。観光施設等にアイ

又語の案内表記とございます。

堺委員 それは、これから検討していただけるんですね。

事務局（高森市民生活部長） これからやるということです。

常本委員長 実は、このアイヌ語表記というのは、私もかかわっている北海道大学の中にもいろいろな施設や遺跡等にアイヌ語で表記するというものを検討していきまして、実際そういうことを考えるのは非常にいいことなのですが、そのアイヌ語の表記の仕方自体が結構難しいところがあって、右から左にすぐ進むことではないかもしれませんが、ただ、やるうという決意と、まず進めてみるということは大事だろうと思っています。進めていく中では、これはああ言った方がいい、こう言った方がいいといういろいろな議論が、私も素人ですから詳しくはわかりませんが、どうやらあるようです。

事務局（高森市民生活部長） 一つの物の呼び方についてもいろいろあって、どれが本当に正しいのかというのはなかなか難しいというお話を聞いたことがあります。それから、観光施設の場合はいろいろな言葉で表記しています。中国語があり、韓国語があり、英語があり、そこにアイヌ語を入れたときにごちゃごちゃになってわかりにくくなるのではないかとこの部分があるので、その辺の調整に非常に時間がかかるかなと思います。ただ、多分、最初にやるとしたらアイヌ文化交流センターかなと思っています。

常本委員長 基本的な考え方としては、アイヌ語を余り特別扱いしない方がいいのだろうと思います。要するに、日本語以外の言葉で、英語や韓国語で表記を同時にするのであれば、それと同様にアイヌ語も表記される、それが当たり前だという社会になればいいのかなと思います。ただ、それに至る道筋はそう平たんではないかもしれませんが、とにかく進むべきだろうというふうに考えております。

ほかにいかがですか。

島崎委員 一つ質問です。

この資料の中には当てはまらないかもしれませんが、マイノリティーの女性の問題です。こういうところに女性問題が一切出てきていないのです。特に、私たちはずっとマイノリティーの女性運動もしていきまして、11月2日にも福島瑞穂さんの方に共同申し入れ書を出してきました、女性の視点を男女共同参画の中に、これは札幌市もかかわるのですが、やはり女性枠のマイノリティーの視点を男女共同参画の文言の中に一言入れてもらいたい、とりあえず、その努力をしていただきたいのです。札幌市としてもきちんとそういう方向で、きのうも福島さんがテレビで何か言っていたと思うのですが、そういう女性の視点もどこかに入れてもらいたいと思います。

女性が非常に多い割に、札幌市が第一に男女共同参画を頑張っていくという一がかりになってもらいたいと思いきまして、入れてもらいたいというお願いです。この資料に子どもとか女性が抜けているのは私は理解できないです。

常本委員長 島崎委員は複合差別のご専門ですから、ぜひ具体的にここにこういうものを入れるべきだという形で、次回で結構ですから、ぜひご提案いただければと思います。

事務局（高森市民生活部長） ここに入れていないのは、全般的にアイヌ施策ということで考えたときに、それはアイヌ施策全般的な問題ではなくて、むしろ女性に着目した部分だろうと。そうすると、男女共同参画マターの問題ではないのかなというふうにとらえたところであります。男女共同参画のかかわりの中で、例えば男女共同参画審議会の中にマイノリティーの女性を参画させるべきだというお話があれば、それはそちらの方の話になると思いますが、アイヌ施策全般の中で女性のマイノリティーをこういうところに参画させるべきだという形で持ってくるのはどうなのかなとちょっと疑問に思ったものから、今回は入れていないのです。しかし、この委員会として当然入れるべきだということであれば、中に盛り込みたいと思っております。

常委員長 それは、ご指摘のとおり、どちらの分野にもかかわる問題ではあるわけですが、そうかといって、一方にだけ入れておけばいいという問題ではないかもしれないので、具体的なご提案を踏まえながら検討したいと思っております。

大体時間も近づいてきておりますけれども、ほかにご発言はありますか。

きょうは、いろいろご意見をちょうだいいたしました。

次回は、先ほど申しあげましたように、とりわけ資料3、4、5といった委員会として提言すべき計画の骨子組み立て、それから、目標の記載の仕方、さらには具体の施策の内容、位置づけ、あるいは何か欠けているものはないか、位置づけは適当か、先ほど島崎委員のご提案もございましたけれども、そういったものを踏まえて、より具体的な検討を次回にしたいと思っておりますので、ぜひそのような形でご発言をいただければと思っております。

それでは、本日の検討はここまでとさせていただきます、事務局の方にお戻しします。

4. 連絡事項

事務局（高森市民生活部長） 長時間、どうもありがとうございました。

きょう、いろいろご意見をいただいた中で、きょうの資料の中で訂正すべき、あるいは検討すべきところとしては、本田委員から、伝統文化の保存・継承・振興の中で、アイヌ民族に着目した記述が余りないのではないかというご意見がありました。その点は、再検討させていただいて、次回にお示しさせていただきたいと思っております。

それから、アイヌの子どもたちがアイヌ民族の歴史に関して学ぶ場に関しての施策が必要ではないのかというご指摘がございましたので、それも次回までにどのあたりに入れたらいいのかを検討して中に盛り込んでいきたいと思っております。

それから、次回は、できましたら、今回、骨子でお示しいたしました歴史認識から総論部分も含めまして、ある程度の文案をまずはお示ししたいと思います。ただ、主体となるのは、今回、資料5でお示ししましたアイヌ施策推進計画との関係の中でいろいろ課題ということで載せてあります。この部分に関して存分にたたいていただければと思います。これは、中長期ではなくて短期だとか、国の施策を待つまでもなく札幌市でできるのでは

ないのかとか、できましたら厳しいご意見をいただければと思います。そういったご意見をいただきながら、ある程度、法律的な、あるいは理論的な裏づけをきちんとした上で計画の中に盛り込んでいくという考え方で進めていきたいと思います。次回はたたくという事でどんどんいろいろのご意見をいただければと思います。

時期的には、お忙しいところを恐縮ですが、12月の中ぐらいに開かせていただければと思っておりますので、改めて日程調整をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

手心を加えないでたたいていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

常本委員長 事務局は相当な覚悟のようでございますので、よろしくお願いいたします。

5. 閉 会

常本委員長 それでは、きょうはどうもありがとうございました。

以 上